

議員提出議案第4号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年5月30日

提出者	杉並区議会議員	小松	久子
	同	奥山	たえこ
	同	そね	文子
	同	すぐろ	奈緒
	同	市橋	綾子

杉並区議会議長 藤本 なおや 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の180」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては100分の185を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては<u>100分の180</u>、12月に支給する場合においては100分の185を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100

1月15日以 上3月未満	3月以上6月 未満	100分 の60
1月15日未 満	3月未満	100分 の30

3及び4 略

1月15日以 上3月未満	3月以上6月 未満	100分 の60
1月15日未 満	3月未満	100分 の30

3及び4 略